



JRI news release

税制抜本改革のグランド・デザイン

- 小泉改革に求められるもの -

2002年6月26日

(株)日本総合研究所
調査部 税制研究会

<http://www.jri.co.jp/>

本レポートに関するご照会は、下記宛にお願い致します。

調査部 経済・社会政策研究センター 湯元
(tel: 03-3288-4737 e-mail: yumoto.kenji@jri.co.jp)

経済・社会政策研究センター 蜂屋
(tel: 03-3288-4522 e-mail: hachiya.katsuhiko@jri.co.jp)

本レポートにおける主張のエッセンスと特徴

- 民間版「骨太方針」と位置付け

1. 本レポートの目的・位置付け・特徴

- (1) 税制改革に関する日本総研の既発表レポート(P34)の総仕上げとして、税制改革の全体像を鳥瞰図を示している。
- (2) 与党税調、政府税調、経済財政諮問会議の役割分担を短期・中長期の時間軸の観点で踏まえて、示している。
- (3) 税制改革全体のグランド・デザインを、具体的な数字で中長期的な改革のタイムスケジュールも含めて示している。
- (4) 税制改革のみならず、財政構造改革、社会保障制度改革、国と地方の財源移転システム(補助金・交付金)と税制改革の姿を整合的かつ一体的に示している。とくに、国と地方の財源移転システムの改革については、総務省案を批判的に検討。日本総研独自のあるべき姿を提示。
- (5) 以上の意味で、本レポートは小泉構造改革に対する「民間版骨太方針」と位置付けられる。

2. 本レポートのエッセンス・結論

- (1) 今後10年間のプライマリー・バランス改善は極めて困難な**いばらの道**。財政赤字削減のための増税はすべきではなく、あくまで歳出削減を中心に(ただし、社会保障の自然増、制度改革に伴う負担増については増税もやむなし)。
- (2) 2025年度時点での社会保障のコスト負担増は、想像を絶する大きさ。国民全体が広く負担を分担する必要があるが、所得税の大幅増税は非現実的であり、消費税率引き上げを中心に財源不足を賄う必要。将来の消費税率の欧州諸国水準並みへの引き上げは、不可避。消費税率の引き上げ幅を極力抑制するためには、公共投資や政府消費のみならず、現行の手厚い社会保障制度をスリム化・効率化する努力が欠かせない。
- (3) 財政の健全化、企業活力の向上の双方の観点から、国と地方の税・歳出構造、補助金・交付金制度の抜本改革は、喫緊の課題。日本総研では、国・地方の歳出を各々10兆円規模で削減、交付金・補助金を各々4兆円ずつ削減することが必要と提言。地方の自主財源拡充は、個人住民税、地方消費税等、地方行政サービスの主たる受益者である個人の負担増を中心に考えるべき。
- (4) 日本経済の再生のためには、企業活力の向上、企業の国際競争力向上を目指した税制改革が不可欠。中長期的には、OECD諸国平均の半分以下に止まっている家計負担(税 + 社会保険料 / 名目GDP)をOECD諸国並みまで引き上げ、現行OECD諸国並みの企業負担をこれ以上引き上げないトータルの改革が不可欠。これによって、はじめて2025年時点の潜在的国民負担率(国民負担率 + 財政赤字)のレベルを50%以下に抑制することが可能。

税制抜本改革の座標軸

- 中立・活力論争の不毛

1. 混迷する税制改革論議

- ・政府税調と経済財政諮問会議の「中立VS活力論争」に、与党税調のデフレ対策としての減税論議が加わって、税制改革論議は混迷の度を増している。
- ・その背景には、デフレ対策、経済活力の向上、財政健全化という時間軸の異なる目標を同列に論じている、具体的な数字に基づく議論が十分でない、財政構造改革、社会保障制度改革、国と地方の財源移転システムの改革など他の構造改革と税制改革の一体的な改革の将来像が示されていない等の問題点が指摘できる。

2. 何のための税制抜本改革か

- ・税制抜本改革を考える際の座標軸として、以下の3点を改めて確認する必要。
経済再生がファースト・プライオリティー
政府税調と諮問会議の「中立VS活力論争」は不毛。目指すべき最終ゴールは、財政健全化ではなく、経済の再生にある。
税制に過度の期待を抱くべきでない
しかしながら、税制改革のみで経済再生が実現すると考えるのは過度の期待。経済再生をファースト・プライオリティーに置きつつも中期的な財政健全化や少子・高齢化のコスト負担という長期的な問題も同時に視野に入れた改革論議が不可欠。
中期的な視野からのインセンティブ税制こそが活力を生む
税制改革を短期的なデフレ対策と位置付けるのは、ナンセンス。短期的な需要誘発目的の税制改革ではなく、中期的な視野から経済の生産性向上、ビジネス・フロンティアの拡大に資するインセンティブ税制こそが活力を生むと考えるべき。 P5

3. 税制抜本改革を考える際の留意点

- ・税制改革は、短期(1～3年、経済活性化に軸足)、中期(5～10年、財政バランスの改善を念頭に)、長期(10～30年、少子・高齢化のコスト負担をいかに国民に求めるか)を明確に峻別した議論が必要。
- ・その上で、抽象論、べき論ではなく具体的な数字に基づく議論が不可欠。
- ・単年度の税収中立に拘るのはナンセンスであるが、他方で大幅な減税措置に対しては明確かつ具体的な財源確保措置を同時に議論すべき(Pay-As-You-Go原則)。
- ・税制改革単独の議論ではなく、財政構造改革(歳出削減と重点化)、社会保障制度改革、国と地方の財源移転システムの抜本改革と税制改革の一体的なグランド・デザインを示すことが重要。

錯綜する税制改革論議の問題点

- 各組織の役割と改革スタンスの評価

1. 与党税調

- ・毎年税制改革の具体論を議論。その際、政府税調、経済財政諮問会議の示す方向性に沿った改革を行う必要。
- ・政府・与党合意事項では、来年度税制改革のうち、研究開発促進税制、重点的な投資促進税制、相続税・贈与税の見直しの3項目について2003年1月1日に遡って適用。
- ・上記のうちは、中期的な経済活性化に資する改革として評価。 については、相続税と贈与税を一体化する形での改革は評価できるものの、納税者番号制度の導入が不可欠の前提。なお、相続税の最高税率引下げ、個人消費や住宅投資の促進を目的とした贈与税減税については、経済活性化効果に疑問が残る。

2. 政府税調

- ・中長期的な視点から「あるべき税制の姿」を議論。その際、留意すべきは、経済活性化や小泉構造改革との整合性が確保された改革の姿を描く必要があること。
- ・将来的に国民の税負担増が不可避であることを明示した点や、納税者番号制度導入に向けた早急な検討の開始を明記した点は評価できる。
- ・ただし、財政健全化や社会保障に必要な財源の規模、実行可能な歳出の効率化の選択肢、を明確にすることなく、将来的な税負担増加の必要性と方法を列挙しても国民の理解・コンセンサスを確保することは困難。

3. 経済財政諮問会議

- ・経済活性化に重点を置いた税制改革を議論。その際、財政構造改革、社会保障制度改革、国と地方の財源移転システム改革と一体で税制改革の大きな姿を描く必要。
- ・大幅な先行減税の財源として、歳出削減や国有財産の売却を充当する「改革還元型減税」は、現実論として、どの歳出項目をいくら削減するのか等、具体的な数字を伴う議論が必要。また、個人所得課税や法人課税改革における税率引き下げの議論は、個人住民税や法人事業税の改革を必然的に伴うだけに、国と地方の税財源移転システムの具体的な改革と同時並行的に議論しなければならない問題。

4. 小泉首相のリーダーシップが不可欠

- ・税制改革に対する各組織の役割分担を明確にしつつ、短期・中期・長期の視野で整合性のとれた税制改革を行うためには、小泉首相のリーダーシップが極めて重要。

経済再生をサポートする税制改革の提言

(2002.3.20)

(1) 国民の税制に対する信頼を確保するための税制改革

所得税における「クロヨン(所得捕捉率格差)」の是正(納税者番号制度の導入)

企業関係租税特別措置の整理・縮小

消費税制度の見直し(免税点の引き下げ、簡易課税制度の廃止、インボイスの導入)

(2) 経済全体の生産性向上を促す税制改革

IT投資促進税制の創設(7%税額控除または30%特別償却、3年間の時限措置)

試験研究費促進税制の拡充(控除率、控除限度額の引き上げ、米国型の仕組み導入)

(3) わが国経済のフロンティア拡大に資する税制改革

「都市再生特別区域」内における不動産関連税制への優遇措置導入(登録免許税、不動産取得税、印紙税、特別土地保有税、都市計画税、土地譲渡益課税の免除、高層住宅・商業施設等の建物の特別償却、固定資産税の減免措置等)

ベンチャー・起業支援税制の拡充(エンジェル税制の拡充、損失繰越控除期間を3年から5年に延長、ベンチャー・キャピタル損失準備金制度の創設)、創業支援税制の拡充、中小企業の事業承継税制(非上場株式の相続税評価額の控除率10% 50%)

株式投資信託に対する優遇措置の適用、金融商品課税の抜本的見直し(二元的所得税の導入 - 利子・配当・キャピタルゲインを一律20%分離課税に)

中長期的視点からの税制抜本改革

- 経済活力と財政健全化のバランスを

1. 基本的な考え方

- (1) 税制の抜本改革は、単なる財政バランスの改善のためでも、景気回復のためでもない。税制改革は、大多数の国民が望ましいと考える経済社会の将来像を明確に描いた上で、その実現に向けた官民の努力と整合性の取れた制度設計を行うべき。経済活力向上と財政健全化のバランスに配慮した改革が必要。
- (2) 10年後のプライマリー・バランスの黒字化達成という中期目標については、現行の赤字削減は、基本的に歳出削減で対応し増税はすべきでない、 高齢化の進展や社会保障制度改革(基礎年金の国庫負担引き上げ、高齢者医療制度の創設など)に伴う財源不足については、まずは社会保障制度のスリム化・効率化による歳出抑制で対応し、それでも不足する財源について、国民の理解・コンセンサスを得た上で、増収措置を図る。
- (3) 高齢化のコスト負担は、国民に広く薄く負担の分担を求める、 世代間の公平性は是正の2つの観点から、消費税を中心に確保する必要。所得税の諸控除の見直しは、あくまで経済構造変化に合わせた見直しに止め、財政健全化のための税収確保目的を優先すべきでない。
- (4) 企業活力の向上に向けた法人実効税率引き下げは、喫緊かつ必須の課題。ただし、そのためには、法人事業税の軽減が不可欠であり、国と地方の財源移転システム(補助金・交付金制度)の抜本改革が避けて通れない。

2. 具体的な改革プログラム

(1) 個人所得課税(P7)

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 2003年度 | 退職所得控除の見直し、公的年金控除等の原則廃止、給与所得控除の上限設定等 |
| 2003年度～ | 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止、納税者番号制度の導入 |
| 2005年度 | 定率減税の廃止 |

(2) 消費課税

- | | |
|---------|---|
| 2003年度～ | 免税点の引き下げ、簡易課税制度の廃止、インボイスの導入 |
| 2007年度～ | 消費税率引き上げ(5% 8%)、複数税率採用(軽減税率5%)、地方消費税を福祉目的税化 |
| 2010年度～ | 消費税率の段階的引き上げ(基本税率8% 2010年度10% 2025年度19% <平均14.5% >) |

(3) 法人課税

- | | |
|---------|--|
| 2003年度～ | 法人実効税率引き下げ(法人事業税減税で、財源は地方の歳出削減中心)、外形標準課税導入 |
| 2007年度 | 法人事業税を地方消費税に振り替え |

(4) 国と地方の財源移転システム

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 2004年度～ | 国と地方の歳出削減目標設定、国庫支出金の削減、地方交付税制度の抜本的見直し |
|---------|---------------------------------------|

財政健全化は歳出削減中心に

- 財政赤字削減のための増税は不可

・2002年度のプライマリー赤字(国+地方)は、19.6兆円(名目GDP比 3.9%)。これを、今後10年かけて黒字化する場合、以下のような歳出の削減で対応すべき。基本的には財政赤字の削減を目的とした増税はすべきでない。

・高齢化の進展等に伴う社会保障費の増大を勘案すると、2012年度までに必要なプライマリー・バランスの改善幅は、名目GDP比5.9%に達すると試算。

・これを達成するには、公共投資で2.2%ポイント、政府消費で1.9%ポイント、さらに社会保障費で1.8%ポイントの収支改善が必要。

社会保障に係る公費負担の対名目GDP比率一定

名目GDP比を一定にする場合、2012年度までの公費負担(SNAベース)の増加率を、厚生労働省試算(基礎年金財源1/2ケース)に基づく年率4.8%から同1.6%に抑制する必要。

公共投資の水準を10年間で80年代の水準まで削減

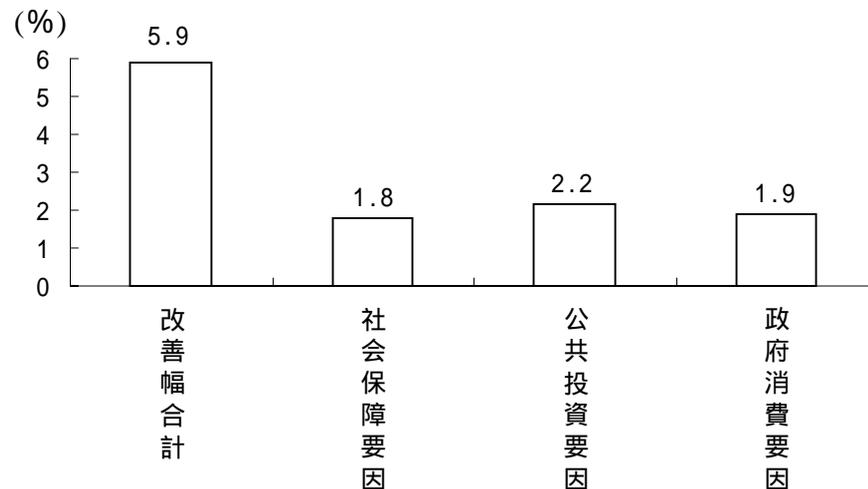
2002年度の公的総固定資本形成の政府見通しは31.5兆円であり、80年代平均(約24兆円)レベルへの引き下げに要する毎年の公共投資の削減幅は、年率2.8%程度。

政府消費(人件費など)の水準を10年間横這いに抑制

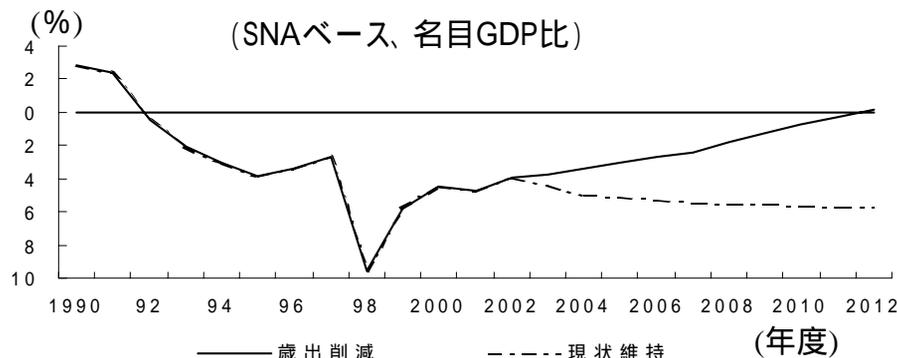
(図表)歳出構造見直しのプライマリー黒字化への寄与

(SNAベース、名目GDP比)

2012年度時点の歳出削減ケースと現状維持ケースの差を比較



(図表)プライマリー・バランス(国+地方)の推計



(注)名目成長率は、厚生労働省の社会保障費の試算に倣い、~07年:1.0%、08~10:2.5%、11~:2.0%とした。

社会保障費の財源不足分の増税はやむを得ず

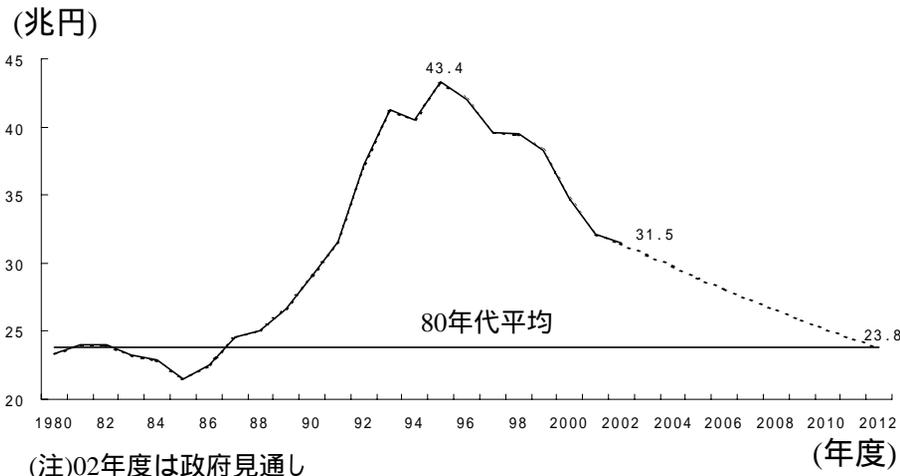
- 厳しい歳出削減努力が大前提

・10年間でプライマリー黒字を達成する場合、公的固定資本形成の削減は十分達成可能。政府最終消費の増加抑制は、相当の努力を要するが、何とか実行可能と判断。

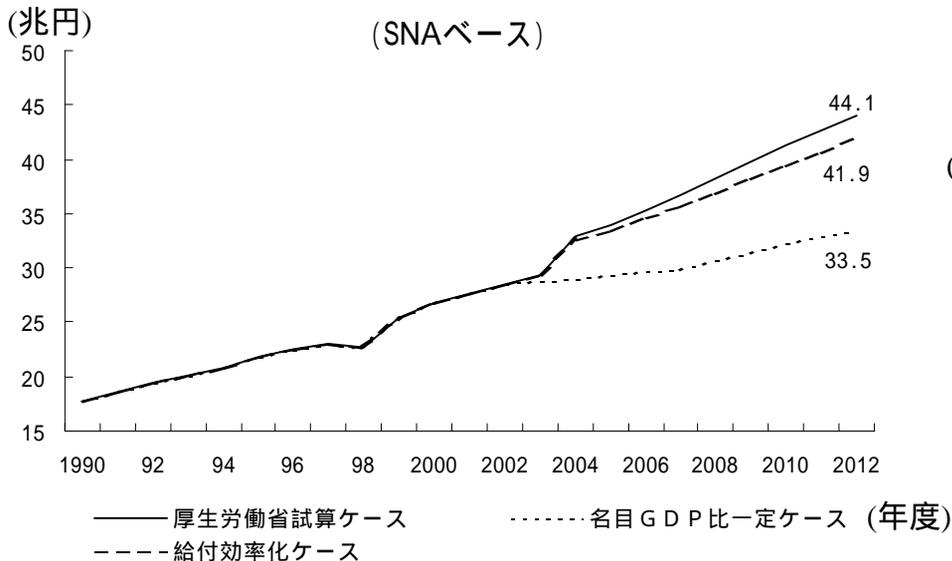
・しかしながら、社会保障に係る公費負担に関しては、GDP比を一定に抑制する(=プライマリー赤字のGDP比の拡大を防ぐ)だけでも2012年度の水準を3/4に圧縮する必要。仮に、後述の厳しい給付抑制策を2004年度以降行ったとしても、その削減幅は2.2兆円に止まり、必要削減幅10.6兆円を完全にカバーしきれない。

・10年後のプライマリー・バランス黒字化目標を堅持する場合は、厳しい歳出削減を前提とした上で不足する財源について国民に負担増加を求めること(増税)は、やむを得ず。

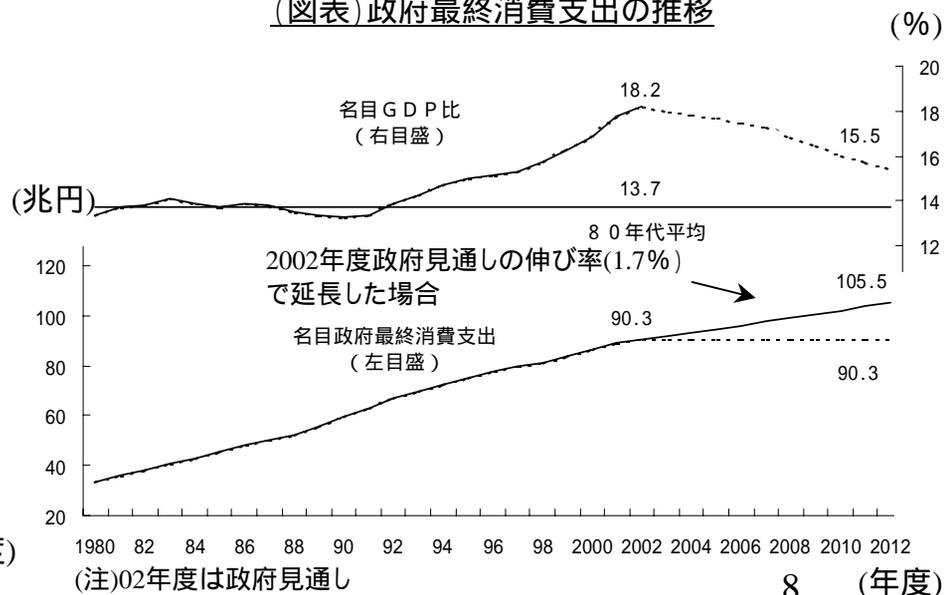
(図表) 公的固定資本形成の推移



(図表) 社会保障関連の政府支出の推移



(図表) 政府最終消費支出の推移



(注)社会扶助金、無基金雇用者社会給付、社会保障基金へのその他の経常移転の合計値。01、02年度は予算等に基づく日本総研試算値。

所得税・住民税改革の提言(2002.5.29)

- 税収増は社会保障等の財源に充当

	実施時期	増減税	財源の用途
チャレンジをサポートするための改革			
配偶者控除・配偶者特別控除の廃止	2003年度～	2.1兆円	育児・就業支援
退職所得控除の見直し	2003年度	数10億円	起業支援
起業支援税制の創設	2003年度	減税	起業支援
高齢化を乗り切るための改革			
定率減税の廃止	2005年度～	3.4兆円	社会保障
公的年金等控除の廃止	2003年度	1.5兆円	社会保障
給与所得控除の縮小	2003年度	0.2兆円	社会保障
税制に対する信頼確保のための改革			
納税者番号制度の導入	2003年度～	1兆円	財政健全化
(益税解消のための消費税改革)	2003年度～	1.2兆円	財政健全化

(注)納税者番号制度導入による増収額は以下のように試算。

税務統計ベースの給与所得:農業所得:営業所得の比率が、SNAベースの雇用者所得:農業所得:営業所得と等しくなるために必要な、農業所得と営業所得の増加額を試算。これに、税務統計の所得額と税額から算出した平均税率を乗じて試算。

増大する社会保障のコスト負担

- 2025年には40兆円の追加公費負担が発生

・将来の社会保障に係る国民負担(税+社会保険料)は、基礎年金の国庫負担割合を給付額の1/2(現行1/3)に引上げる場合、2025年度に180兆円。
 ・このうち公費負担は64兆円と、2002年度予算(24兆円)対比40兆円の増加。高齢化に伴って増加の著しい年金、医療・介護についてみると、2025年度には現行対比38兆円増加の57兆円に。

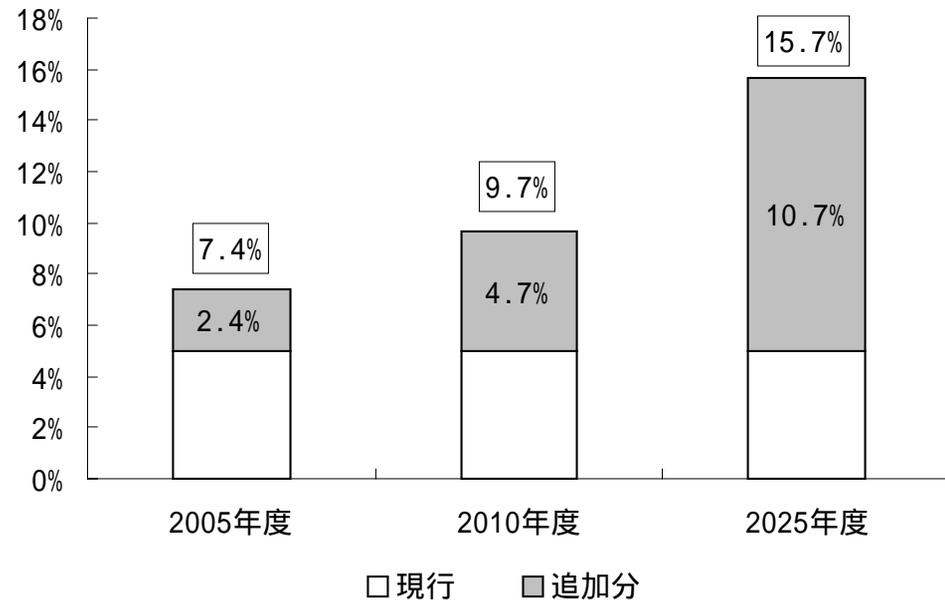
・将来必要となる社会保障に係る公費負担の増加額を全て消費税率の引上げで賄う場合、消費税率は、2005年度には7.4%に、2010年度には9.7%に、2025年度には15.7%への引き上げが必要と試算。

(図表)社会保障に係る負担の将来推計

(厚生労働省試算 - 改訂版 -)

2004年から基礎年金国庫負担割合 1/2		(兆円)			
	年度	2002 予算	2005	2010	2025
負担計		82	87	104	180
公費(税)負担		24	30	37	64
年金・医療・介護		19	25	31	57
年金		7	11	12	19
医療		9	11	14	27
介護		3	3	5	11
福祉(除介護)		4	5	5	7
社会保険料		58	57	67	116
公費負担の2002年度対比増加額		0	6	13	40

(図表)公費負担を消費税で賄う場合の消費税率



(注)経済成長に伴う自然増収分は考慮していない。

社会保障のコスト増は消費税中心で - 欧州諸国並みへの引き上げは不可避

・2025年時点で、社会保障に係る公費負担の増加額40兆円に加えて、社会保険料控除の拡大に伴う所得・住民税収減5兆円を合わせた45兆円の財源確保が必要。

・左記 は非現実的。 または の選択となるが、いずれにしても、消費税率の欧州諸国並み水準への引き上げは避けられない。

・この財源確保手段として、次の3つのケースを想定。

所得税の大幅な控除見直し

右図の改革を全て行った場合には、2025年度時点で35.5兆円の増税に。しかも、その場合でも消費税率は追加的に2.3%引上げ、7.3%に。

所得税増税を行わず、すべて消費税率の引上げによって賄う場合には、消費税率は16.0%に引上げる必要。

所得税増税を定率減税の廃止と給与所得控除の圧縮（1.5兆円の増税）程度に止める場合、2025年度の消費税率は14.2%。

(図表) 所得税・住民税改革の内容別増収額

(兆円、%)

	合計			
	消費税率換算	所得税	住民税	
給与所得控除	8.8	3.5	5.9	2.9
社会保険料控除	5.0	2.0	3.3	1.7
定率減税	3.4	1.4	2.6	0.8
扶養控除	2.7	1.1	1.9	0.8
公的年金控除	1.5	0.6	1.0	0.5
配偶者控除	1.2	0.5	0.8	0.4
配偶者特別控除	0.9	0.4	0.6	0.3
老年者控除	0.3	0.1	0.2	0.1
合計	23.8	9.5	16.4	7.4

(注) 給与所得控除は定率控除、その他は廃止を前提にした試算。

(図表) 社会保障財源の調達方法(2025年度時点)

(厚生労働省試算 - 基礎年金の公費負担率1/2 - を前提)

(兆円)

公費	所得税改革中心		全て消費税		所得税 + 消費税	
	消費税率換算	消費税率換算	消費税率換算	消費税率換算	消費税率換算	消費税率換算
公費	64.0	17.1%	64.0	17.1%	64.0	17.1%
現行	24.0	6.4%	24.0	6.4%	24.0	6.4%
社会保険料上昇に伴う減収	5.0	-1.3%	5.0	-1.3%	5.0	-1.3%
必要追加額	45.0	12.0%	45.0	12.0%	45.0	12.0%
所得税改革による増収	35.5	9.5%	0.0	0.0%	7.3	2.0%
消費税改革による増収	9.4	2.5%	45.0	12.0%	37.7	10.1%
税率引上げ幅	2.3%	-	11.0%	-	9.2%	-
改革後税率	7.3%	-	16.0%	-	14.2%	-

(注) 所得税 + 消費税ケースの所得税改革

定率減税の廃止

給与所得控除の見直し

・給与収入180万円までの控除率を現行の40%から30%に引下げ

・給与収入2000万円以上の限界控除率ゼロ%

(注) 消費税改革による税収には、経済規模拡大と益税解消による1%あたり消費税収の増加を織り込んでいる。

給付のスリム化・効率化で国民負担の抑制を - 潜在的国民負担率を50%以下に抑制する必要

・将来の国民負担増大を極力抑制するためには、社会保障給付のスリム化・効率化を行うことによって、社会保険料負担を抑制することが必要（P21、22参照）。

・具体的には、以下のような給付抑制策が不可欠。

厚生年金給付の報酬比例部分3割削減

年金積立金の取り崩し

医療・介護給付に関する日本総研版効率化プロ

ラムの実行

シルバー保険制度の導入

・の改革で社会保険料負担が低下。は公費負担減となるが、は公費負担増加要因であり、ネットでは中立。

・改革ケースの消費税率は、2025年度時点で13.7%。

・将来の潜在的国民負担率（財政赤字を含めた国民負担率）は、効率化を行わない場合、2025年度に52.1%に達するのに対し、効率化を行った場合、47.2%と50%以下の水準への抑制が可能。

(図表) 国民負担率の推計 (%)

	2002年度	2025年度	
		現行ケース	抑制ケース
国民負担率	38.4	48.9	44.0
租税負担率	22.9	26.9	27.1
社会保障	6.5	10.5	10.7
社会保障以外	16.4	16.4	16.4
社会保障負担率	15.5	22.0	16.9

(参考)

財政赤字NI比	8.6	3.2	3.2
プライマリ赤字NI比	5.4	0	0
潜在的国民負担率	47.0	52.1	47.2

(図表) 給付削減後の社会保障財源の調達方法(2025年度時点)

(社会保障給付の削減を勘案 - 基礎年金の公費負担率1/2 - を前提) (兆円)

	所得税改革中心		全て消費税		所得税 + 消費税	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
公費	63.5	17.0%	63.5	17.0%	63.5	17.0%
現行	24.0	6.4%	24.0	6.4%	24.0	6.4%
社会保険料上昇に伴う減収	3.6	-1.0%	3.6	-1.0%	3.6	-1.0%
必要追加額	43.1	11.5%	43.1	11.5%	43.1	11.5%
所得税改革による増収	35.5	9.5%	0.0	0.0%	7.3	2.0%
消費税改革による増収	7.5	2.0%	43.1	11.5%	35.7	9.6%
税率引上げ幅	1.8%	-	10.5%	-	8.7%	-
改革後税率	6.8%	-	15.5%	-	13.7%	-

(注) 所得税 + 消費税ケースの所得税改革
定率減税の廃止
給与所得控除の見直し
・給与収入180万円までの控除率を現行の40%から30%に引下げ
・給与収入2000万円以上の限界控除率ゼロ%

(注) 消費税改革による税収には、経済規模拡大と益税解消による1%あたり消費税収の増加を織り込んでいる。

国と地方の財源移転システムの改革

総務省案の概要

1. 税源の移譲（5.5兆円、国税：地方税=1：1へ）
国庫支出金を削減し、地方税への振替を先行実施
所得税 住民税3.0兆円（個人住民税を一律10%へ）
消費税 地方消費税2.5兆円（現行1% 2%へ）
中期的には、地方交付税を地方税へ振替え（地方の財源不足の解消が前提）
2. 国庫支出金の縮減（5.5兆円）
奨励的補助金の削減（2.3兆円）
・地方分権推進計画における縮減対象の7割を縮減
経常的経費に係る国庫負担金を半減（3.2兆円）
3. 地方交付税の見直し
国の関与の廃止・縮減等に対応した算定の簡素化
事業費補正の見直し（2002年度～、1.1兆円を振替え）
段階補正の見直し（2002～2004年度、2000億円）
留保財源率の見直し
税源移譲に際し、地方交付税の原資は確保
4. 地方の歳出削減
地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減
国と同一基調による地方歳出の削減等
5. 地方税の拡充
個人住民税課税最低限の引き下げ、均等割の引き上げ
法人事業税への外形標準課税導入（当初税込中立）

総務省案の評価

- (1) 税源移譲について
・行政サービスの供給責任の国から地方への移譲に伴う国庫支出金の地方税への振替え自体はある程度合理性がある。
・ただし、それ以前の問題として、国・地方各々の歳出規模の縮小・適正化が先決。単純な税源移譲では、一国の財政バランスは変わらない。
・国と地方の税収バランスを1対1とする根拠不明確。
- (2) 国庫支出金の縮減について
・国庫補助金の原則廃止・縮減、経常的経費に係る国庫負担金の半減という方向性を明確に打ち出した点は評価。
・ただし、国庫支出金の縮減は、本来過大な歳出を削減するための手段と位置付けるべきであり、削減額の全額を税源移譲するのでは、歳出削減に結びつかない。
・公共事業の補助事業を原則廃止することで、投資的経費に関わる国庫支出金のさらなる削減余地あり。経常的経費についても、税源移譲を前提としない削減努力が必要。
- (3) 地方交付税の見直しについて
・現在の地方交付税制度は、財源面からのサステナビリティを失っており、相当規模の水準切り下げが不可欠だが、そうした方向性は不明確。
・基準財政需要の算定方式の見直しを含めた抜本的な改革の姿が不明確。地方の国依存体質を是正し、歳出削減インセンティブを高める改革が不可欠。
- (4) 地方税の拡充について
・個人・企業の受益と負担のあり方を見直すとの観点からの税制改革の方向性が希薄。
・個人住民税、地方消費税の拡充は財源委譲の視点ではなく、個人の受益に見合った負担という観点から積極的に検討すべき。

日本総研の提言

1. 国と地方の歳出削減目標の設定

・10年後のプライマリー・バランス黒字化を達成するために必要な国と地方の歳出削減目標を設定する必要。日本総研の試算では、少なくとも国・地方ともに現行水準比10兆円規模の歳出削減(国 9.9兆円、地方 12兆円)が必要。

2. 投資的経費を中心とする国庫支出金(補助金)の削減

・国から地方への国庫支出金(平成14年度普通会計ベースで12.7兆円)には、義務教育国庫負担金、医療・福祉関連の国庫負担金など経常的経費(8.1兆円)と、公共事業の補助事業関連の投資的経費(4.6兆円)があるが、税源移譲を前提とせず、投資的経費を中心に4兆円規模の補助金削減が必要。

3. 地方交付税制度の抜本改革

(1) 交付税額の圧縮

・現行の地方交付税制度のサステナビリティを高めるために、マクロの交付税額の規模を国税5税の32%に固定(将来的には、消費税を除く国税4税の43%)。この結果、地方特例交付金を含めて4兆円の規模圧縮。

(2) ミクロの交付税算定方式の見直し

・事業費補正、段階補正など各種の補正措置の簡素化に加えて、基準財政需要に投資的経費を算入しない、基準財政収入の算入率を20%ポイント引き下げる等の改革により、ミクロ(個別自治体)の交付税額の合計がマクロに一致するようにする。

(3) 交付税特別会計の一般会計からの切り離し

・地方交付税を一般会計歳出に計上せず、国税5税の32%を直接、「交付税および譲与税配付金特別会計」に繰り入れる。これによって、一般会計加算などの特例措置の多用を回避。

4. 地方税改革

・個人と企業の受益と負担の配分見直しの観点から、個人住民税、法人事業税を以下のように改革。また、地方消費税を大幅に拡充する。

(1) 個人住民税

・所得税改革に合わせた各種控除見直し等で、2005年度までに2兆円の財源確保。

(2) 法人事業税

・企業の法人事業税負担を現行水準の半分に軽減。同時に、残りの半分は付加価値のみを課税標準とする外形標準課税に移行。これらによって、大企業黒字法人の実効税率は36.52%と現行(40.87%)対比 4.35%低下。2007年度には法人事業税を地方消費税に振り替え。

(3) 地方消費税

・2007年度に地方消費税を1%から4%へ引き上げ(シルバー保険制度の創設、法人事業税からの振り替え)
・高齢化に伴う医療・介護の財源不足を補うために、2025年度かけて段階的に引き上げ、最終的には9%に。

地方交付税制度改革の提言

・地方交付税は用途の限定されない一般財源として、自主財源の乏しい自治体に対して、国から地方に移転される財源。地方財政において以下のような役割を果たしている。

財源の乏しい自治体を財源面から支え、ナショナル・ミニマムを保障。

地域間の財政力格差の是正を通じ、行政サービスの水準を同一とすることで、地域間の公平性を確保。

・ただし、財政の持続可能性の観点から、以下の問題点の是正は必要

地方交付税への依存度の高まりと財源の不足

行きすぎた財源の再配分

地方債の元利償還金が基準財政需要に算入

税収確保のインセンティブが働きにくい

歳出抑制のインセンティブが働きにくい

・税源移譲論議の一環として、地方交付税の地方税への振替が指摘されるが以下の点で問題

交付税の規模を見直すことなく、単純に振替えるだけでは、地方の歳出削減へのインセンティブは限定的。

結果として、都市部では歳入総額が増加するものの、地方では地方交付税の減額幅が地方税の増加幅より大きくなることで歳入総額が減少する可能性が高く、地域間の財源格差が拡大する懸念。

・望ましい交付税制度改革案を示すと以下の通り。

1. 国の財政の再構築

1. 歳出(26.9兆円)

一般歳出の削減(9.9兆円)

・公共事業に対する国庫補助負担金(災害復旧事業関係を除く)の段階的縮小・廃止。(4.0兆円)

・直轄事業費の80年代の平均水準への回帰。(1.7兆円)

・その他の一般歳出(特殊法人・民間団体への補助金を含む)の削減。(4.1兆円)

地方特例交付金の廃止。(0.9兆円)

地方交付税交付金の水準現状維持。(16.1兆円 税収の32%程度を確保。)

地方交付税交付金を一般会計の歳出に計上せず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。(16.1兆円)

2. 歳入(26.9兆円)

公債金収入を国債費と同額(プライマリー均衡)とする。(13.3兆円)

税収のうち、地方交付税分は一般会計に計上せず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。(16.1兆円)

定率減税の廃止(+2.6兆円)

地方交付税制度改革の提言

地方財政の再構築

1. 歳出(12.0兆円)
 - ・ 投資的経費の削減(7.1兆円)
 - ・ 国直轄事業負担金の段階的廃止。(1.1兆円)
 - ・ 国庫補助金廃止による減額。(4.0兆円)
 - ・ 単独事業費、旧補助事業の地方負担分のPFI移行による1割程度の削減(注)。(1.9兆円)(注)事業量を変えずに、公費負担を下げる。
 - ・ 一般行政経費等(公債費を除く)の地方負担分のコスト削減(4.9兆円)
2. 歳入(12.0兆円)
 - ・ 地方交付税の減少。(3.5兆円)
 - ・ 地方特例交付金の廃止。(0.9兆円)
 - ・ 国庫補助負担金の段階的縮小・廃止。(4.0兆円)
 - ・ 特定財源(税)の廃止。(0.9兆円)
 - ・ 投資的経費削減に伴う起債の減少。(1.6兆円)
 - ・ 定率減税の廃止(+0.8兆円)
 - ・ 法人事業税規模の圧縮(1.8兆円)

地方交付税制度の再構築

1. マクロの総額(一般会計ベース±0兆円、地方歳入ベース 3.5兆円)
 - ・ 交付税額を国税収入の32%程度で固定。
財源は一般会計を通さず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。
 - ・ 交付税特別会計での加算は剰余金の活用と前年度からの繰越金のみとする。
2. ミクロの交付額
 - ・ 基準財政需要額の削減(1.09兆円)
 - ・ 経費削減による経常経費の減少(3.6兆円)
 - ・ 投資的経費を算入しない。(7.3兆円)
 - ・ 元利償還金の算入は既発地方債分のみとする。
基準財政収入額(8.1兆円)
 - ・ 算入率を20%ポイント引下げる。(平均76.3%(注)56.3%に)

(参考1) 国の財政構造改革

平成14年度国（一般会計）予算	現状		見直し後		
	兆円	名目GDP比 %	兆円	名目GDP比 %	削減額 兆円
一般会計歳出総額	81.2	15.7	70.5	13.6	10.8
除く地方交付税交付金			54.3	10.5	26.9
地方交付税交付金	16.1	3.1	16.1	3.1	0.0
地方特例交付金	0.9	0.2	0.0	0.0	0.9
一般歳出	47.5	9.2	37.7	7.3	9.9
地方普通会計への補助金	11.7	2.3	7.7	1.5	4.0
投資的経費	4.0	0.8	0.0	0.0	4.0
普通補助負担金等	7.7	1.5	7.7	1.5	0.0
その他の一般歳出	35.8	6.9	29.9	5.8	5.9
公共事業関係費（直轄事業費）	5.3	1.0	3.6	0.7	1.7
その他(含む特殊法人・民間団体への補助金)	30.5	5.9	26.4	5.1	4.1
国債費	16.7	3.2	16.7	3.2	0.0

段階的縮小・廃止（地方の歳出削減、地方債で賄う）

段階的縮小・廃止（除く災害復旧）

80年代水準

一般会計歳入総額	81.2	15.7	70.5	13.6	10.8
除く地方交付税交付金			54.3	10.5	26.9
租税及び印紙収入	46.8	9.0	49.4	9.5	2.6
除く地方交付税交付金			33.3	6.4	13.5
公債金収入	30.0	5.8	16.7	3.2	13.3
雑収入等	4.4	0.9	4.4	0.8	0.0

プライマリー均衡とする。
地方の国直轄事業負担金削減の影響

プライマリー・バランス（国）					
移転後	13.3	2.6	0.0	0.0	13.3
移転前	21.0	4.1	29.5	5.7	8.4
除く地方交付税交付金			13.3		

(参考2) 地方の財政構造改革

平成14年度地方財政計画	現状		見直し後			
	兆円	名目GDP比 %	兆円	名目GDP比 %	削減額 兆円	
普通会計歳出総額	87.6	16.9	75.6	14.6	12.0	
投資的経費	24.6	4.7	17.5	3.4	7.1	
国庫負担	4.0	0.8	0.0	0.0	4.0	段階的縮小・廃止（除く災害復旧）
地方負担（除く国直轄事業負担金）	19.4	3.7	17.5	3.4	1.9	
<財源>一般会計債（推計）	8.1	1.6	7.3	1.4	0.8	10%程度削減
<財源>地方債以外（推計）	11.3	2.2	10.2	2.0	1.1	10%程度削減
国直轄事業負担金	1.1	0.2	0.0	0.0	1.1	段階的縮小・廃止
<財源>地方債（推計）	0.8	0.2	0.0	0.0	0.8	段階的縮小・廃止
<財源>地方債以外（推計）	0.3	0.1	0.0	0.0	0.3	段階的縮小・廃止
給与関係経費＋一般行政経費＋その他の歳出	49.5	9.6	44.5	8.6	5.0	うち地方負担分を5兆円程度のコスト圧縮
公債費	13.4	2.6	13.4	2.6	0.0	
普通会計歳入総額	87.6	16.9	75.6	14.6	12.0	
地方債を除く	74.9	14.4	64.6	12.5	10.3	
地方税	34.3	6.6	33.3	6.4	1.0	定率減税廃止、法人事業税半減
地方譲与税	0.6	0.1	0.6	0.1	0.0	
地方交付税	19.5	3.8	16.0	3.1	3.5	
うち一般会計	16.1	3.1	16.1	3.1	0.0	国税5税法定分＋一般会計での加算金
交付税特別会計借入金	3.6	0.7	0.0	0.0	3.6	廃止
剰余金の活用等	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
地方特例交付金	0.9	0.2	0.0	0.0	0.9	廃止（本来、恒久減税の特例措置）
国庫支出金	12.7	2.5	7.8	1.5	4.9	
投資的経費	4.0	0.8	0.0	0.0	4.0	段階的縮小・廃止（除く災害復旧）
普通補助負担金等	7.7	1.5	7.7	1.5	0.0	
特定財源由来のもの	1.0	0.2	0.1	0.0	0.9	
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他の歳入	6.9	1.3	6.9	1.3	0.0	
地方債	12.6	2.4	11.0	2.1	1.6	投資的経費削減の影響
			75.6	14.6	12.0	
プライマリー・バランス（地方）						
移転後	0.8	0.2	2.4	0.5	1.6	
移転前	32.4	6.2	21.4	4.1	11.0	

(参考3) 国庫支出金の内訳

国庫支出金の内訳
2002年度地方財政計画

		(億円)
国庫支出金		127,213
普通補助負担金等		76,455
義務教育職員給与負担金		30,548
その他普通補助負担金等		45,906
生活保護費負担金		13,813
児童保護費負担金		8,168
老人保護費負担金		730
児童扶助手当給付費負担金		2,582
在宅福祉事業費補助金		1,142
その他の補助負担金		19,472
公共事業費補助負担金		40,402
普通建設事業費補助負担金		40,039
災害復旧事業費補助負担金		363
各種交付金		10,356

国庫補助負担金の分類

		(兆円)		
	合計	国庫負担金	国庫補助金	
			縮減・廃止対象外	その他
合計	12.7	8.9	0.5	3.3
経常	8.1	6.3	0.5	1.3
投資	4.6	2.6	0	2

縮減対象外は以下の通り。

国策に伴なう国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの。

災害による臨時巨額の財政負担に対するもの
地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格を有するもの。

(資料) 総務省資料

(参考4) 地方交付税制度の概要

1. 総額(マクロ)の決定

・マクロの総額は所得税、酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%の合計額に、過去の清算分(過年度の計画と決算の差額)を加減した額。

・このうち、94%を普通交付税、6%を特別交付税として、以下の要領で各自治体に交付。

2. 各自治体(ミクロ)の地方交付税

・普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を超える自治体に、その差額(財源不足額)が交付される。

・マクロの総額と各自治体の財政不足額の合計が一致するとは限らない。財源不足額の合計がマクロの総額を超える場合には、法定された数式に従って、各自治体への交付額が調整される。それでも超える場合には、財政融資資金からの借入や一般会計による加算、上記税収の掛け目の変更が行なわれる。

・特別交付税は、災害や企業業績の悪化などに伴う、不慮の歳出増、歳入減に対して交付される。

基準財政需要額 47.0兆円

基準財政収入額 26.9兆円	普通交付税 20.1兆円
-------------------	-----------------

3. 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、行政に必要な一般財源を算定するもの。経費(行政項目)毎に、「単位費用×測定単位×補正係数」で算出し、合計したものが各自治体の基準財政需要額。

補正係数の種類

種別補正	測定単位の種類の違いによるコスト差を補正	
段階補正	測定単位の量の増加に伴う「規模の経済」を考慮	
密度補正	人口密度や面積あたり交通量など「密度」の大小によるコストの高低を補正	
態様補正	普通補正	行政質量差によるもの 行政権能差によるもの
	経常態様補正	「都市」、「農村」、「離島」といった程度の違いによるコスト差を補正 法令に基づく行政権能差によるコスト差を補正
	投資様態補正	投資補正 事業費補正
寒冷補正	普通補正で補足出来ない経常的な態様の違いによるコスト差を補正 公共投資の必要度を考慮 公共投資に実際に係る費用である地方債の元利償還分を考慮	
数値急増補正	寒冷・積雪地域におけるコスト増を考慮。給与差、寒冷度、積雪度の3種類	
数値急減補正	人口急増に伴う急激な財政需要増に対応するための補正	
合併補正	人口が急減しても行政コストを急速に減らせないことへの対応	
財政力補正	市町村合併時のコスト増に対応するための補正	
	地方債の元利償還の返済能力の差異を補正	

4. 基準財政収入額の算定

「標準的な地方税収(注)×算入率+地方譲与税等」

算入率:都道府県(80%)、市町村(75%)

(注)地方税や地方特例交付金等。過去の実績値等を基礎に算定される。

留保分	地方税・地方特例交付金等	譲与税等
20~25%		

(注)数字は2000年度当初算定。

(参考5) 医療制度改革の提言(2001.8.21)

(1) 改革の骨子

シルバー保険制度(高齢者医療・介護)の創設

・現行の老人保健制度と介護保険制度を廃止、医療と介護を一体化。財源は、保険料と公費負担の大幅増加でカバー。

日本総研版効率化プログラムの断行

(ア) 診療報酬の包括化と決定プロセスの透明化

(イ) 混合診療の導入

(ウ) 予防医療の徹底

(エ) プライマリ・ケアの導入

(オ) 情報開示の徹底

シルバー保険制度と老人保健制度の比較

		シルバー保険制度	老人保健制度
対象者		65歳以上高齢者	70歳以上
保険者		市町村	市町村
給付内容		医療・介護サービス	医療サービス
自己負担		1割	原則1割(注)
財源	保険料	20%を上限として市町村と折半(したがって、実質的な負担の上限は10%)。	医療についてはなし。一方、介護については給付の1/6(2000年時点で1人当たり平均で月5千円弱)。
	現役支援	2009年度までは保険料率4.5%、2010年度以降は同5%に相当する金額。	医療給付の7割と介護給付の1/3。
	公費	原則として給付の1/2で、国:都道府県:市町村の負担割合は2:1:1。なお、高齢者の保険料率が一定水準を上回る場合には、公費が負担。	医療給付の3割と介護給付の1/2。なお、介護についての国:都道府県:市町村の負担割合は2:1:1。
その他		年齢リスク構造調整を導入。また、低所得者に対する特例あり。	低所得者に対する特例あり。

(資料)日本総合研究所作成。

(注)診療所については定額負担が認められている。

(2) 改革の効果

・以上の改革により、2025年度の医療・介護給付費は68.5兆円に抑制。現行制度維持ケースの推計値である89.8兆円対比 23.6%のコスト削減が可能。

・給付額に対する公費負担の比率は、改革前に比べて高まる(46.7% 60.2%)ものの、効率化プログラムによって給付総額が抑制されるため、公費負担額は微減(41.9兆円 41.3兆円)。

(図表)改革の効果

	<改革前> 2025 年度	<改革後> 2025 年度
医療・介護給付費 (兆円)	89.8	68.5
シルバー給付費 (兆円)	62.8	51.1
高齢者 (兆円)	3.5	7.3
(保険料率、%)	(4.8)	(10.0)
現役 (兆円)	26.2	8.1
(保険料率、%)	(16.3)	(5.0)
公費 (兆円)	33.1	35.8
現役医療給付費 (兆円)	27.0	17.4
現役 (兆円)	18.2	12.0
(保険料率、%)	(5.1)	(5.1)
公費 (兆円)	8.8	5.5
公費負担計 (兆円)	41.9	41.3
(対NI比、%)	(5.8)	(5.7)
<対保険給付比、%>	<46.7>	<60.2>

医療・介護給付費の削減 23.6%

(資料)日本総合研究所作成。

(注)シルバー給付の高齢者保険料率は、市町村負担部分を除く実質的な負担ベース。

(参考6) 年金制度改革の提言(2001.9.13)

(1) 基礎年金

財政方式は現行の賦課方式を維持、給付水準は現行水準を維持。

被用者年金制度(厚生年金及び共済年金制度)と基礎年金制度の分離。基礎年金拠出金制度は廃止。

基礎年金財源の全額税方式化。

(2) 厚生年金

平均標準報酬月額が多い人ほど給付乗数の引下げ幅を大きくし、新規裁定者の年金給付(報酬比例部分)を総額で30%カット。既裁定者の年金はカットせず。

2010年度以降、積立金を取り崩し後世代の負担抑制。厚生年金保険料は標準報酬月額の14.1%程度で60年間一定に維持。

2055年(高齢者比率定常化)をメドに、完全賦課方式へ移行。

(3) 公的年金積立金

公的年金積立金は、全額国債運用。

年金資金運用基金は、社債・株式を売却、国債へ切替え。全額国債となった時点で同基金を廃止。

(4) 改革の効果

厚生年金保険料一定(14.1%程度)

給付 / 負担比率の世代間格差の改善

厚生年金財政の見通し(改革前と改革後)

改革前 (兆円)

年度	収入				支出			積立金残高
	保険料	運用収入	国庫負担ほか		保険給付	基礎年金拠出		
1980	7.1	4.7	1.8	0.6	3.4	3.3	0.0	28.0
1990	26.1	13.1	4.2	8.8	19.5	10.5	4.3	76.9
2000	30.0	22.9	3.1	4.0	28.1	18.6	9.5	177.2
2010	50.7	40.4	4.1	6.2	47.5	31.6	15.9	210.1
2020	72.0	59.1	4.6	8.3	64.7	41.3	23.4	237.8
2030	88.2	72.0	6.4	9.8	78.0	49.5	28.5	332.1
2040	103.1	82.5	8.0	12.6	101.0	63.0	38.0	403.0
2050	118.0	94.5	7.9	15.6	121.0	74.0	47.0	391.9
2060	137.2	112.1	7.8	17.3	134.0	81.7	52.3	393.0

改革後 (兆円)

年度	収入				支出		積立金残高
	保険料	運用収入	積立金取		保険給付		
2005	22.6	20.9	3.7	2.0	22.6	22.6	188.5
2010	27.1	23.0	3.8	0.3	27.1	27.1	189.1
2020	31.8	28.1	3.7	0.0	31.7	31.7	182.7
2030	35.3	33.0	3.9	1.6	35.3	35.3	196.3
2040	44.1	36.5	3.7	4.0	44.1	44.1	178.6
2050	51.8	41.0	2.4	8.4	51.8	51.8	111.8
2060	57.2	46.8	0.6	9.8	57.2	57.2	20.1

(資料) 改革前の国庫負担ほか、保険給付、積立金残高は、厚生労働省「財政再計算結果」。改革前の保険料、運用収入、基礎年金拠出金名目金額は財政再計算をもとに日本総合研究所作成。改革後は、日本総合研究所作成

(注1) 改革前の1980年、1990年は実績。2000年以降は予測。

(注2) 積立金取崩のマイナスは、収支プラス。

(注3) 人口低位推計、運用利回り2.0%のもとでの試算。

財政・税制改革のグランド・デザイン

1. 財政構造改革

(1) 国

- ・ 投資的経費に係る国庫支出金の廃止
- ・ 国の直轄事業費の80年代水準への回帰
- ・ その他一般歳出の実質的な削減
- ・ 地方特例交付金の廃止 定率減税の廃止と一体
- ・ 地方交付税交付金の交付税特会への直接繰入

(2) 地方

- ・ 直轄事業負担金の廃止
- ・ 単独事業、旧補助事業の地方負担分のPFI移行による

1割程度の削減

- ・ その他一般行政経費の実質的な削減

(3) 地方交付税

- ・ マクロの交付税額を国税収入の32%程度で固定
- ・ 交付税特別会計借入による加算の廃止
- ・ 投資的経費の基準財政需要額への算入停止
- ・ 新規発行地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入停止

2. 社会保障制度改革

(1) 年金

- ・ 厚生年金新規裁定者の給付額を総額で3割カット
- ・ 積立金の取り崩しによる保険料上昇の抑制
- ・ (基礎年金部分の全額税方式化)

(2) 医療・介護

- ・ 日本総研版効率化プログラムの断行
- ・ シルバー保険制度の導入

3. 税制改革

(1) 所得税・住民税

- ・ 配偶者控除の特別扶養控除への置換
- ・ 配偶者特別控除の廃止
- ・ 退職所得控除の見直し
- ・ 起業支援税制の創設
- ・ 定率減税の廃止
- ・ 公的年金控除の廃止
- ・ 給与所得控除の2段階縮小
- ・ 納税者番号制度の導入

(2) 消費税

- ・ 免税点の引下げ
- ・ 簡易課税制度の廃止
- ・ インボイスの導入
- ・ 消費税率の引上げ
- ・ 軽減税率の導入
- ・ 地方消費税の福祉目的税化

(3) 法人関連課税

- ・ 企業関連特別措置の整理・縮小
- ・ 外国税額控除の適用要件の緩和
- ・ 試験研究促進税制の拡充
- ・ 繰越欠損金控除期間の延長と繰戻還付の凍結解除
- ・ 減価償却制度の見直し
- ・ 連結付加税の廃止
- ・ 法人事業税総額の半減による実効税率引き下げ
- ・ 残り半分は付加価値のみによる外形標準課税化
- ・ 最終的には、法人事業税を地方消費税に振り替え

税制改革のスケジュール

年度	所得税改革			消費税改革		法人関連税改革		
	社会構造変化対応	増減収	透明・公正確保 チャレンジ支援	増減収	増減収	社会構造変化対応	増減収	
2003	公的年金控除の原則廃止 給与所得控除の上限設定 (2003年度以降) 納税者番号制度の導入	最大1.5兆円 0.2兆円 1兆円	退職所得控除の見直し 起業支援税制の創設 (2003年度以降) 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止 特別扶養控除の創設 育児支援の拡充	数10億円 減税 2.1兆円 2.1兆円	(2003年度以降) 簡易課税制度の廃止 免税点の引下げ インボイスの導入	1.2兆円	企業関連特別措置の整理・縮小 外国税額控除の適用要件の緩和 試験研究促進税制の拡充 繰越欠損金控除期間の延長と繰戻還付の凍結 減価償却制度の見直し 連結付加税の廃止 法人事業税の半減・外形標準化	1.8
2004								
2005	定率減税の廃止	3.5兆円						
2006								
2007					地方消費税率の引上げ (1% 4%) 消費税軽減税率の創設 (国4%、地方1%) 福祉目的税化	3.9兆円	法人事業税の地方消費税への振替え 消費税率8% (平均7%) (国4%、地方4%) 軽減税率5% (国4%、地方1%)	
2008								
2009								
2010	給与所得控除の控除率引下 (~180万円: 40% 30%)	1.6兆円			消費税率の引上げ (4% 5%) 地方消費税率の引き上げ (4% 5%)	2.1兆円 2.1兆円	消費税率10% (平均8.4%) (国5%、地方5%) 軽減税率変更なし	
2011								
2012								
2013					消費税率の引上げ (5% 6%) 地方消費税率の引き上げ (5% 6%)	2.2兆円 2.2兆円	消費税率12% (平均9.8%) (国6%、地方6%) 軽減税率変更なし	
2014								
2015					消費税率の引上げ (6% 7%) 地方消費税率の引き上げ (6% 7%)	2.2兆円 2.2兆円	消費税率14% (平均11.1%) (国7%、地方7%) 軽減税率変更なし	
2016								
2017								
2018					消費税率の引上げ (7% 8%) 地方消費税率の引き上げ (7% 8%)	2.4兆円 2.4兆円	消費税率16% (平均12.5%) (国8%、地方8%) 軽減税率変更なし	
2019								
2020					消費税率の引上げ (8% 9%)	2.5兆円	消費税率17% (平均13.2%) (国9%、地方8%) 軽減税率変更なし	
2021								
2022								
2023								
2024								
2025					消費税率の引上げ (9% 10%) 地方消費税率の引き上げ (8% 9%)	2.8兆円 2.8兆円	消費税率19% (平均14.5%) (国10%、地方9%) 軽減税率変更なし	

社会保障制度・財政構造改革のスケジュール

年度	社会保障制度改革	地方交付税制度改革	財政構造改革
2003	(2003年度以降) 厚生年金給付額の総額の3割削減 日本総研版効率化プログラム シルバー保険制度の創設		
2004	基礎年金国庫負担率の引上げ (1/3 1/2)		
2005			
2006			
2007		消費税の年金目的税化に伴って、消費税を交付金額の算定項目から外し、その他の税目の交付税率を引上 (平均32% 43%)	
2008			
2009			
2010	年金積立金の取り崩し (2010年度以降) (基礎年金財源の全額税方式化)		
2011			
2012			
2013			
2014			
2015			
2016			
2017			
2018			
2019			
2020			
2021			
2022			
2023			
2024			
2025			

プライマリー黒字化に向けた取組み

構造改革による国民負担率への影響

・以上の改革の結果、2025年度の国民負担率は44.0%と現状対比5.6%の上昇するものの、潜在的国民負担率（財政赤字を含めた国民負担率）はプライマリー赤字の解消を受けて、47.2%とほぼ現状水準に止まる。

・社会保障制度の見直しを行わない場合、社会保険料負担の増加が抑制されないため、国民負担率は48.9%にも上り、プライマリー均衡が達成されたとしても、潜在的国民負担率は52.1%に達する。

・家計負担は、現行の名目GDP比14.5%から23.9%に上昇、OECD平均とほぼ同じ水準となる。

・企業負担は、同9.4%のまま変化しない。

・少子・高齢化の進展に伴うコスト増、現役世代と高齢世代の不公平是正の必要性、企業活力の向上、国際競争力の向上を通じた経済再生というゴールに到達するためには、OECD諸国の中でも低い家計の負担上昇、企業負担（OECD平均並み）の上昇抑制の方向で、税、社会保険料負担のバランスを見直す必要。

(図表) 国民負担率の推計

(%)

	2002年度	2025年度	
		現行ケース	抑制ケース
国民負担率	38.4	48.9	44.0
租税負担率	22.9	26.9	27.1
社会保障	6.5	10.5	10.7
社会保障以外	16.4	16.4	16.4
社会保険負担率	15.5	22.0	16.9

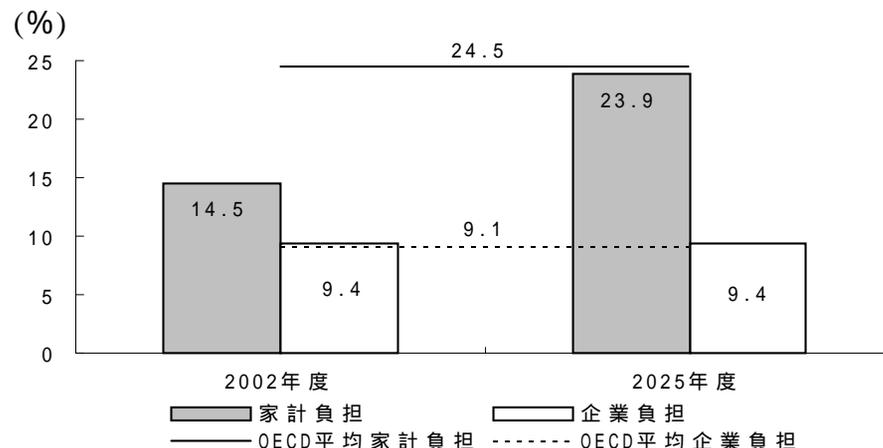
(参考)

財政赤字NI比	8.6	3.2	3.2
プライマリー赤字NI比	5.4	0	0
潜在的国民負担率	47.0	52.1	47.2

(注)社会保障以外に係る公費負担比率を一定と仮定。

(図表) 構造改革による家計と企業の国民負担率の変化

(名目GDP比)



(注)家計負担 = 個人所得課税 + 保険料雇用者負担 + 消費課税
企業負担 = 企業所得課税 + 保険料雇主負担

構造改革後の企業、家計の負担の姿

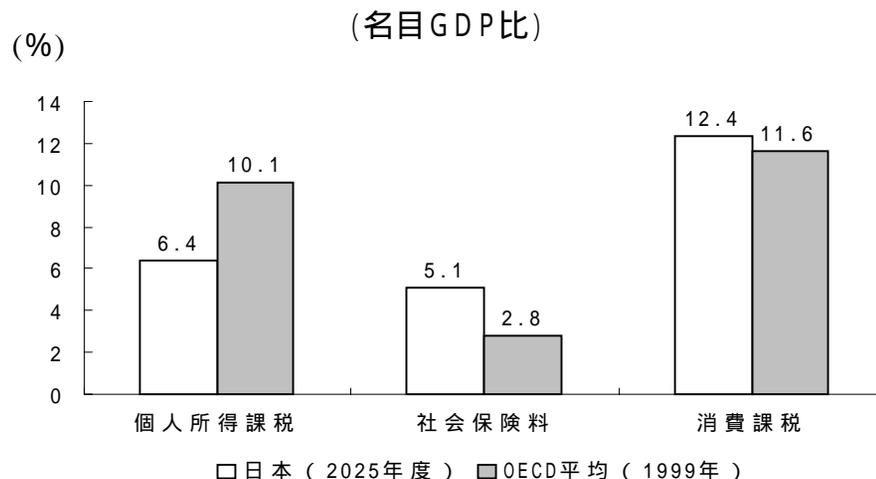
・構造改革後の、わが国の家計負担、企業負担の内訳をみると以下の通り。

・個人所得税負担がOECD平均に比べて軽い一方で、社会保険料負担が重い。消費課税負担はOECD平均を若干上回る。

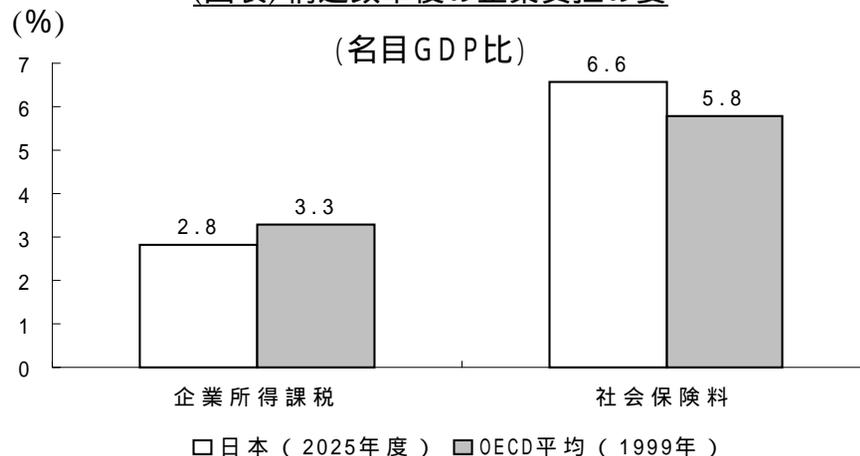
・企業負担は9.4%と、改革後も依然としてOECD平均(9.1%)を若干上回る。これは、法人所得税負担が3.8%から2.8%と、OECD平均を下回る水準まで低下するものの、社会保険料負担が5.8%から6.6%に上昇するため。

・したがって、中長期的には、基礎年金財源の100%税方式化によって年金の安心を確保するとともに、企業の保険料負担をOECD平均以下に引下げることが課題に。

(図表) 構造改革後の家計負担の姿



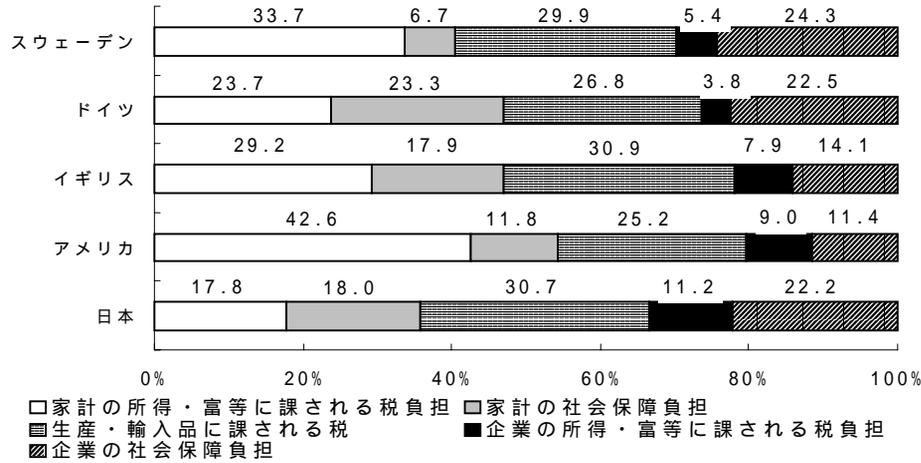
(図表) 構造改革後の企業負担の姿



(参考7) 課税の家計 - 企業間配分

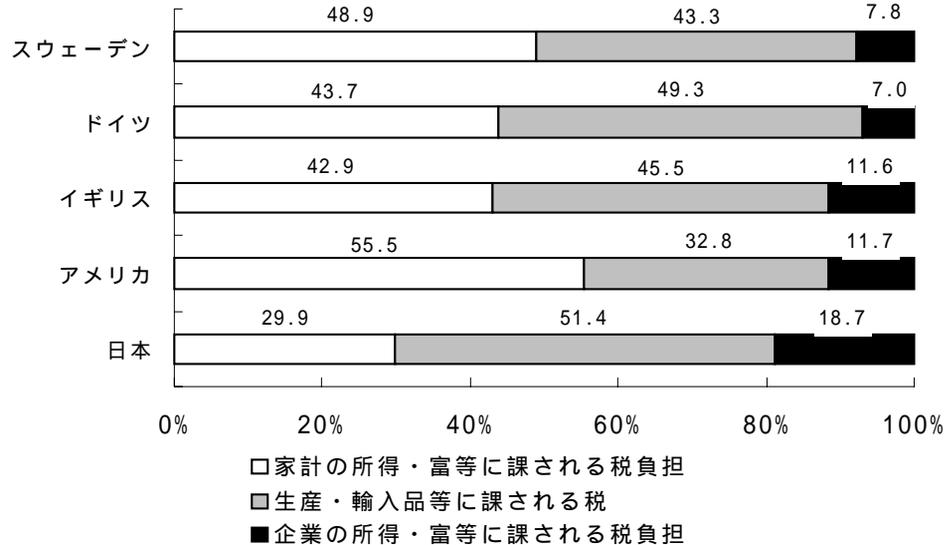
家計と企業の国民負担の配分の国際比較

(SNAベース)



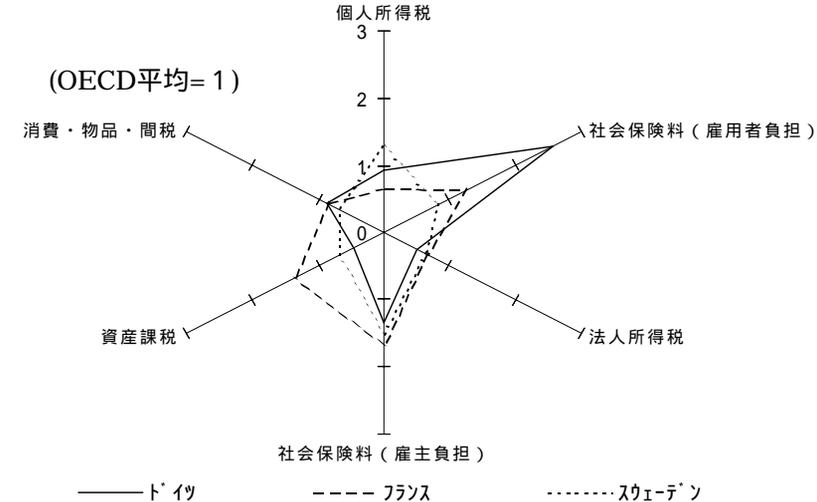
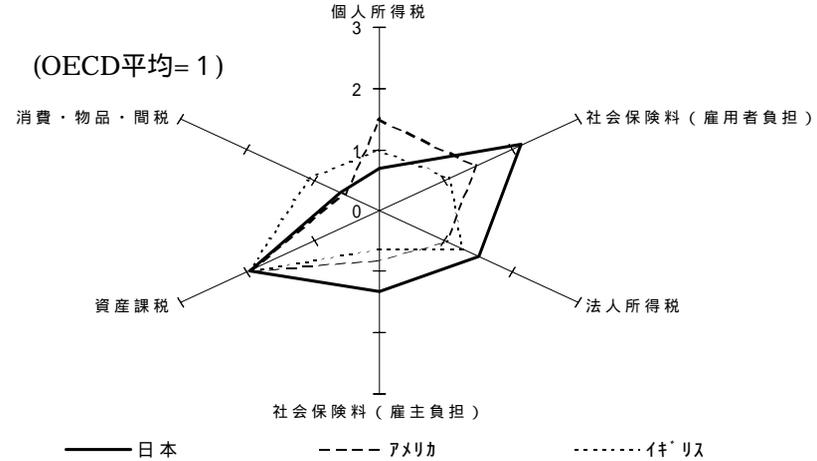
家計と企業の租税負担の配分の国際比較

(SNAベース)



国民負担の徴収方法の国際比較

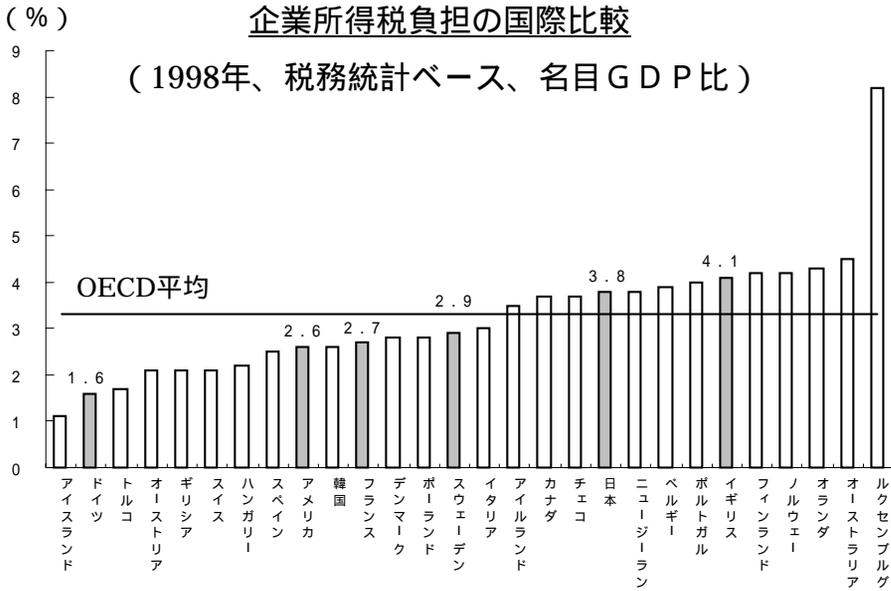
(税務統計ベース、税込総額に占める割合)



(参考8) 企業の負担

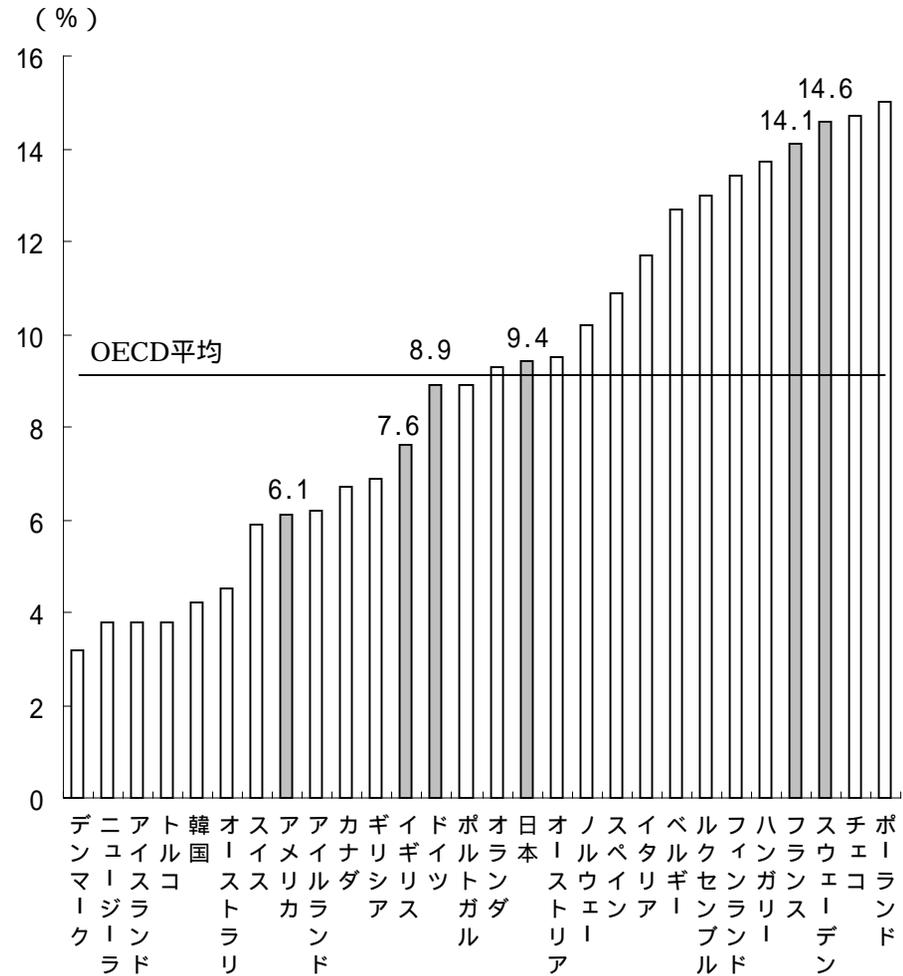
企業所得税負担の国際比較

(1998年、税務統計ベース、名目GDP比)



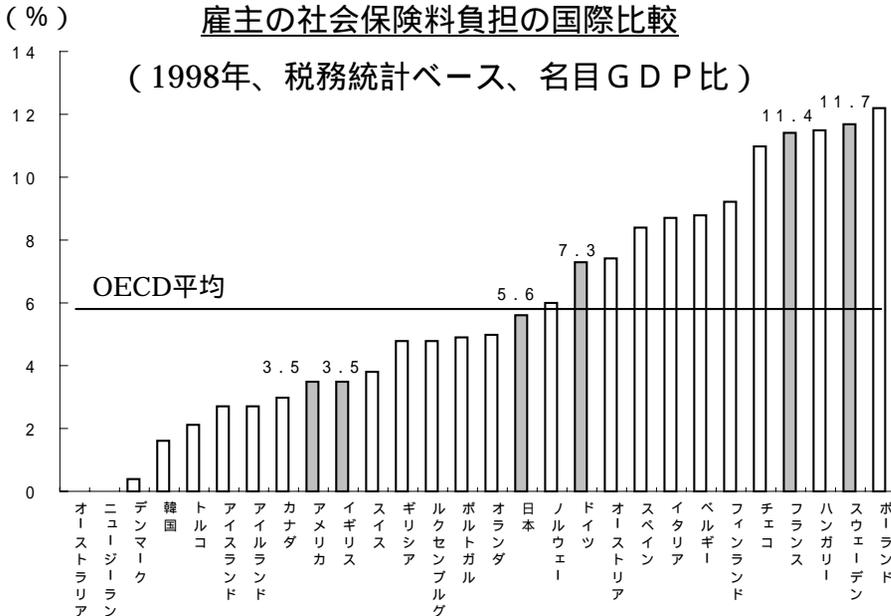
企業所得税負担 + 雇主の社会保険料負担の国際比較

(1998年、税務統計ベース、名目GDP比)



雇主の社会保険料負担の国際比較

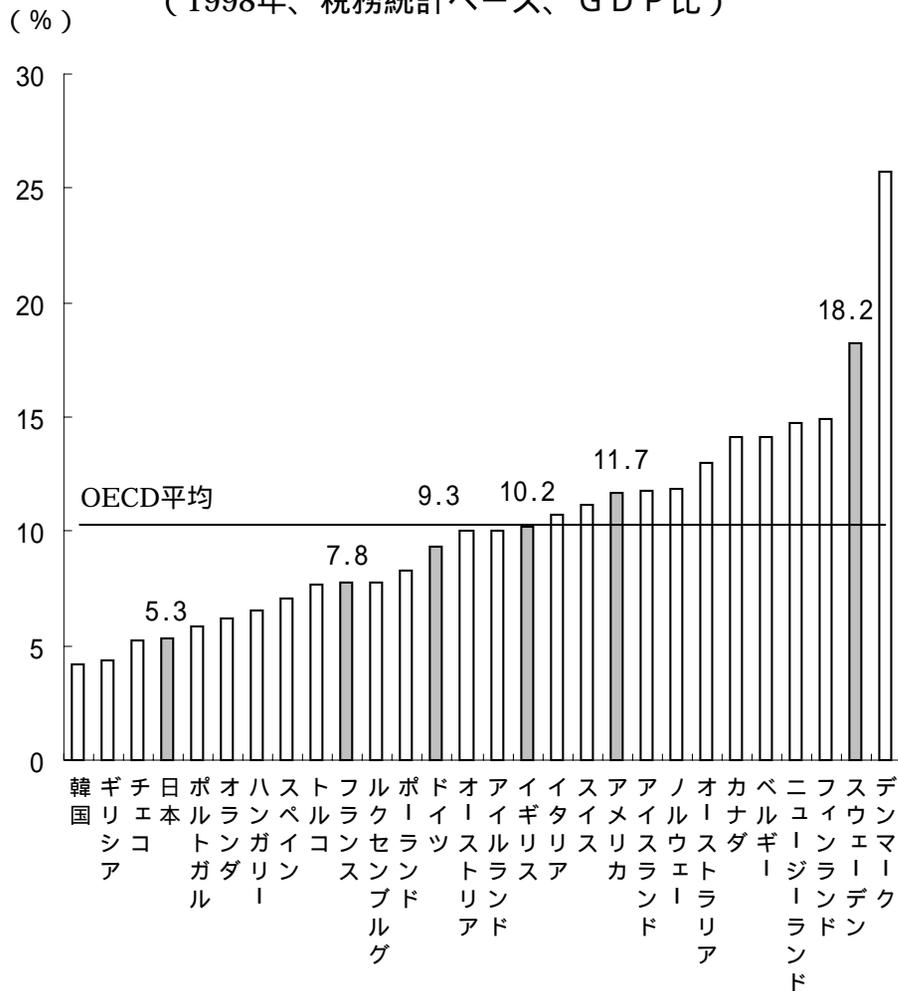
(1998年、税務統計ベース、名目GDP比)



(参考9) 家計の所得税負担と社会保険料負担

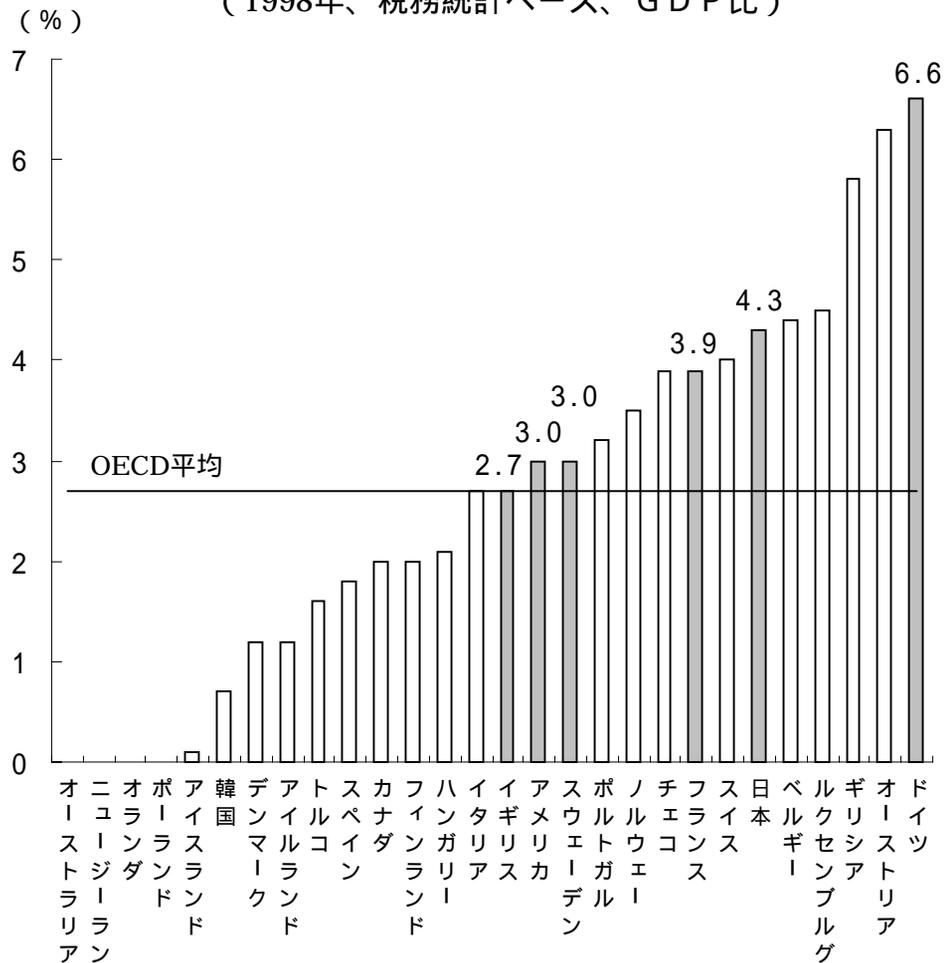
個人所得税負担の国際比較

(1998年、税務統計ベース、GDP比)



雇用者の社会保険料負担の国際比較

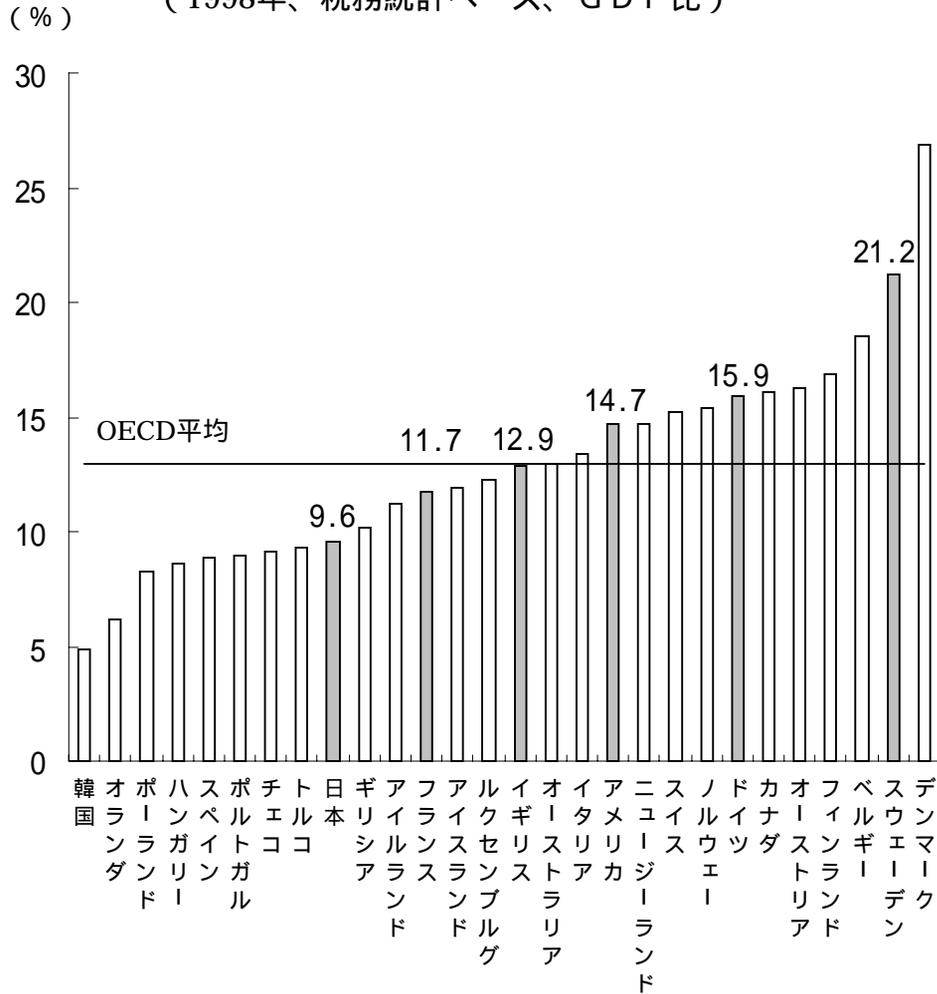
(1998年、税務統計ベース、GDP比)



(参考10) 家計の消費税負担

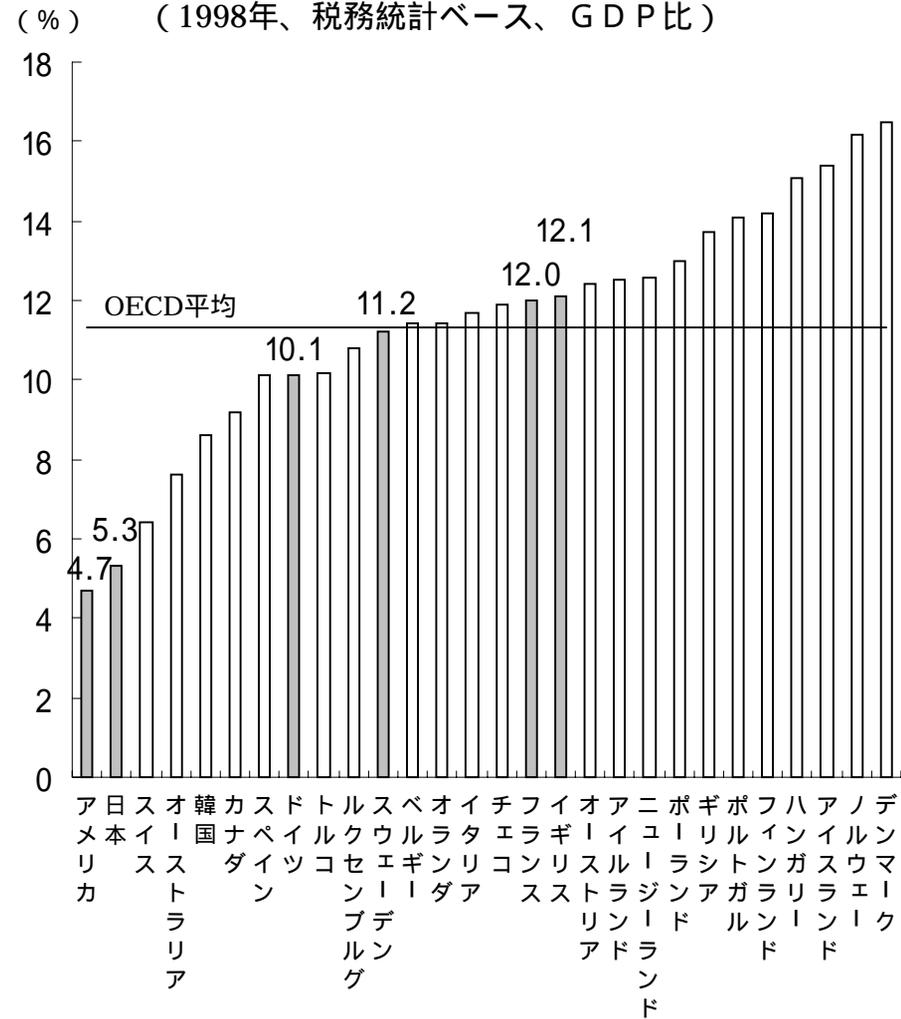
個人所得税負担 + 雇用の社会保険料負担の国際比較

(1998年、税務統計ベース、GDP比)



消費税・物品税・関税負担の国際比較

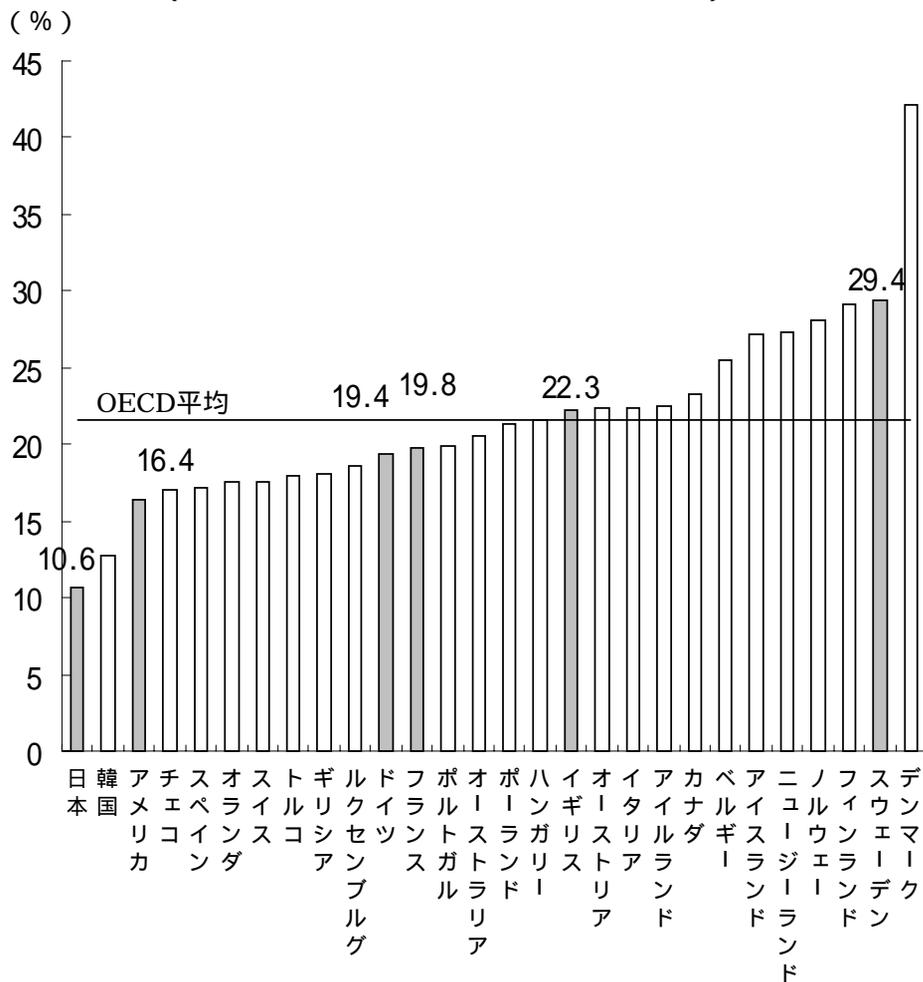
(1998年、税務統計ベース、GDP比)



(参考11) 家計の国民負担

個人所得税 + 消費税・物品税・関税負担の国際比較

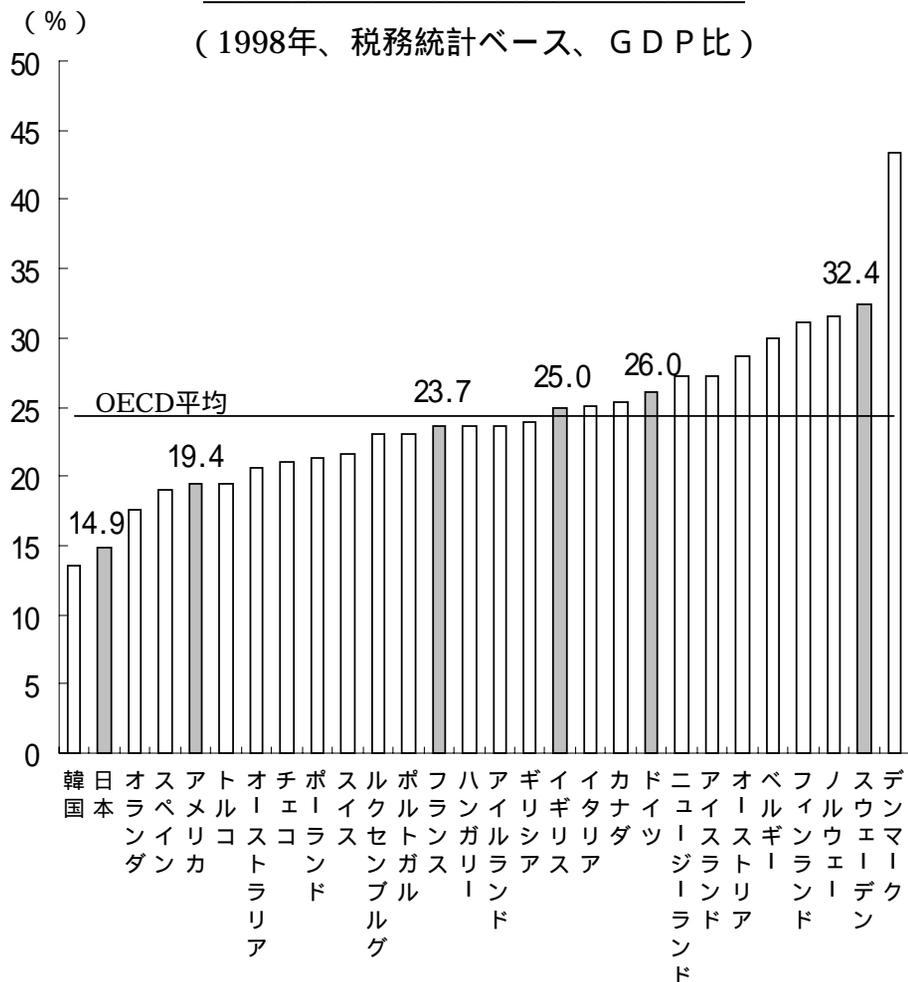
(1998年、税務統計ベース、GDP比)



個人所得税 + 消費税・物品税・関税負担

+ 雇者の社会保険料負担の国際比較

(1998年、税務統計ベース、GDP比)



日本総研の税制改革に関する提言

(<http://www.jri.co.jp/>)

- 3/20 「経済再生をサポートする税制改革を」
- 5/24 「レーガン税制再考:日本の税制改革への示唆」
- 5/29 「所得税改革の方向性を探る - 公正・透明、チャレンジへのサポート、高齢化を乗り切る税制改革」
- 6/10 「配偶者控除のあり方と少子化・子育て対策～望まれる一体的視点からの見直し」
- 6/19 「企業課税改革のあり方～企業活力向上のために実効税率引き下げを」
- 6/24 「税制抜本改革のグランドデザイン～小泉改革に求められるもの」